

肉用子牛産者補給金制度 契約生産者の皆さんへ

(次期業対への移行、契約のお知らせ)

現在加入していただいている第 7 業務対象年間（令和 2 年度～令和 6 年度）の事業が、令和 7 年 3 月 31 日で終了し、令和 7 年 4 月 1 日から次期、第 8 業務対象年間に移行します。

令和 11 年度までの 5 年間の事業ですが、加入するためには、新たに契約を締結していただくことになります。（事業の業務規程の改正による）

契約方法が変わります

- ❖従前の 3 者連名押印による方法から、「**契約約款**」を契約の内容とする方法にかわります。
- ❖「**生産者補給金交付契約約款**」をこの協会ホームページにて掲載しますので、契約の内容を確認のうえ、申込をしてください。

契約の流れ

1. 交付契約申込書様式の送付 【協会 → 事務委託先 → 生産者】
2. 交付契約申込書の記入 【生産者】
3. 交付契約申込書の提出 【生産者 → 事務委託先 → 協会】
4. 交付契約申込書の承諾決裁 【協会】※承諾日をもって契約成立
5. 承諾の通知 【協会 → 事務委託先 → 生産者】



[肉用子牛生産者補給金制度のサイト](#)

『第 8 業務対象年間（令和 7～11 年度）の生産者補給金交付契約は、以下の生産者補給金交付契約約款を契約の内容とします。』

○[生産者補給金交付契約約款](#) ←リンク

○[業務規程](#) ←リンク

※なお、この約款・業務規程については、3月協会の理事会議決後、静岡県知事承認を得てからの施行となります。